

第2次つくばみらい市総合計画(案)に対する意見と市の考え方

意見提出期間	平成29年12月15日(金曜日)～平成30年1月13日(土曜日)		
意見提出者数	4名	意見件数	24件 内訳：基本構想に対する意見8件(P1～P5)、基本計画に対する意見14件(P6～P12)、その他2件(P13～P15)

1. 基本構想(案)に関する意見 8件

No.	意見項目	意見の内容	市の考え方
1	基本構想全般	1、総合計画は最上位計画となることから、その進捗管理と推進体制をどうしていくかが非常に大切です。前計画には抜け落ちていました。それを反省としなければならないはずが、今回も明記されていません。これは計画として欠陥があると言わざるを得ないものとなっています。 2、もう一つは、計画の体系があるべきと考える。総合計画の資料の方にあるが、構想に入れておいた方がわかりやすい。体系としては、市の基本的な個別計画との関係も図に落とし、それぞれの計画と総合計画の関係が見えるようにした方がよい。総合計画だけの体系としては計画の最初にあるが、あれを含めて構想に持ってきた方がわかりやすい。故に基本構想の中に1、2、を明記する一章加えるべきだ。 第5章 計画の体系と推進体制 1、計画の体系 資料にある3層構造の図と説明 2、個別計画との関係 市の行政運営はどのような基本的な計画で進捗しているか、そして総合計画は、全体を引き連れてどのような方向性を導き出すか。個別計画と総合計画位置づけの全体像が見えると、わかりやすい。図で示す。 3、進捗管理と推進体制と評価 総合計画を運用・評価・検証する推進体制がないと、確実性が保てない。 市として、どのように明記すべきかは策定委員会に任せますが、庁内の組織と外部組織(審議会等)と連携し運用・評価・検証をできる推進体制を築く必要がある。	○総合計画の進捗管理と評価については、前期基本計画 第3章－第3節－(2)－①効果的な行政運営の項目(P87)において、「行政評価と連動した総合計画の進捗管理を行い各施策・事業の適切な推進を図ります。また、計画の評価過程において市民の意見を反映する仕組みをつくりまします。」とお示しております。 ○個別計画との関係については、ご指摘のとおり総合計画と個別計画との関係についての記述は無く、関連性が不明確であるため、次のとおり修正いたします。 (追加)P2 「3 個別計画との関係 総合計画は、行政が取り組むまちづくりのあらゆる分野を網羅した市の最上位計画です。個別計画は、総合計画に即して策定される、まちづくりの特定の分野に関する個別具体的な計画です。そのため、個別計画は、総合計画との整合を図り策定することが求められます。」 ○総合計画の推進体制については、総合計画は、市が取り組む全ての分野の施策・事業を範疇としており、基本計画の第3章「連携や協力によって支え合う社会を創る」の内容そのものが、総合計画における推進体制であると考えます。 市単独では進めることが難しい施策や民間企業誘致など時代の流れを読みながら進める施策、さらに市民との協力により進める施策などについて、推進上の課題があると考えられることから、「第3章 連携や協力によって支え合う社会を創る」の内容については、協働の部分やコミュニティの部分などを強化し、推進体制について行政のみならず、あらゆる力を活用して進める方策を位置付けたところです。 また、総合計画に基づき策定する個別計画には、各分野別に推進体制を位置付けており、それらの計画に基づき市が進める行政運営の取り組みそのものが総合計画の推進体制であると考え、基本構想の項目立ては、原案のとおりとさせていただきます。 ○計画の体系については、今回のパブリック・コメントの資料は、総合計画を四分割し皆さまでにダウンロード(※)をしやすくように配慮いたしました。本計画の体系である三層構造の

			図は、資料「総合計画策定基礎資料」に掲載しております。 この総合計画策定基礎資料については、総合計画を一冊の冊子にした場合には、序論として計画の一番初めに掲載することとなります。本計画書のページを開くと「計画の体系」にある構造図が、初めのページに掲載されることとなり、印象的で分かりやすいと考え基本構想の項目立ては、原案のとおりとさせていただきます。 ※ダウンロード…通信回線やネットワークを通じて、別のコンピュータなどからデータを受信すること。
2	基本構想 P2 個性豊かなまちづくり	2行目 本市が持つ様々な魅力を生かした個性豊かなまちづくりを進めます。 個性豊かには、これからの新しさとトータルなイメージを加えた方が良いと思われるので、総合的と文化的を加える。 「本市が持つ様々な魅力を総合的に生かした文化的で個性豊かなまちづくりを進めます。」	○本市には、外に対してわかりやすい「個性」というものが弱いという意見もあり、そういった個性を探究していくことが豊かさのあるまちづくりにつながるのではないかと考え、3番目の理念を設定しました。 ○「文化的」を加えるご提案ですが、個性を引き出すための手段としては、文化のみならず、地域コミュニティであったり、シビックプライド(※)の醸成であったり様々な手法があり、それらを基本計画にも位置付けているため、原案のとおりとさせていただきます。 ○「総合的」を加えるご提案ですが、伊奈・谷和原の時代から培ってきた「らしさ」がつくばみらいの市のイメージとして、メインに打ち出せるものがないというのは、本計画策定の中で様々な市民の方からいただいたご意見です。これらを踏まえますと、魅力を総合的に生かすという表現ではなく、他とは違う個性を磨くという表現とすべきと考えます。 従いまして、理念については原案のとおりとさせていただきます。 ※シビックプライド…シビック(市民の、都市の)＋プライド(誇り)を合わせた言葉。個々人がまちに抱く誇りや愛着のこと。
3	基本構想 P3 将来像	3ページ しあわせと笑顔あふれるみどりがつなぐ“みらい”都市とありますが、「みどりがつなぐ」というのが文章から導きだせない。 写真で見るとみどり豊かなことはわかるがそれをどうするのかという視点を文章の中に入れておくべきと考える。 最後の文章の中に、「笑顔あふれる“元気”な、みどり豊かなまちづくりを目指します。」	○総合計画における将来像については、これまでのまちづくりの継続性や連続性をも重視しながら、新たな時代における行政運営の考え方を示したものとすることがあることから、将来像については、市民意向調査における将来のイメージや市民ワークショップにおける話し合いのまとめ、策定委員会補助員による将来像のキーワード・キャッチフレーズ案などを参考にしながらとりまとめてきたものです。 ○検討にあたっては、下記の3つポイント「①現計画の言葉を引き継ぐか、引き継がないか。」「② 新たな計画の将来像に入れたいキーワードは何か。」「③ 将来像の文章の長さは短い方が良いか長い方が良いか。」の点を踏まえて話し合いを行った結果、キャッチフレ

			ーズの構成については、大きく2つの枠組みとし、前半は将来の市民の姿を表現した内容の言葉、後半は将来のまちのイメージを表現した内容の言葉の組み合わせで表現することとなりました。 ○ご指摘のあった「みどりがつなぐ“みらい”都市」の部分は、TXの開通とともに発展してきた「都市機能」と、首都近郊にあって、都心部にはない豊かな「自然環境」をあわせ持つ「田園都市」は、本市の「特色」として「残すべきもの」であると考え、「みどり」が媒介となって都市と農村の交流を育むまちを目指す意味も込めて「つなぐ」という言葉を用いてまとめたものです。 以上のとおり、将来像にある「みどりがつなぐ」という表現には、単に緑が豊かであることを表現したものではないことから、リード文へ「みどり豊かな」の文言を追記すべきものではないと考え、原案のとおりとさせていただきます。
4	基本構想 P5 しあわせ 指標	2つのしあわせ指数が現状値50点なのだから10年後は50点以上では目標値としては低い。最低でも10点アップの60点以上にしてください。もう少しやる気を見せましょう。	○市民の感じる全体的な幸福度をアンケート等から設定する主観的指標と、市民の幸福度に影響を与える環境について統計的データ等から設定する客観的指標について、10ポイント以上、上昇させていく場合の検討や他自治体での事例研究等を行うなど、指標設定にあたって様々な検討を行いました。 ○全国の事例を見ても幸福度の測定や指標化は試行錯誤の段階であり、市民の幸福感の上昇と行政活動の達成度の関連性について、まだまだ研究が必要な状況となっています。 これらの研究では、「政策や施策の成果が、人の幸福感の上昇に直に繋がるというものではない。」また、「幸福であることを実感して幸福度が一時的に上昇しても、その状態に慣れてしまうと、また元の幸福度にもどってしまい、数値が下がってしまう。」など、幸福感の指標化については、非常に困難であり様々な課題が指摘されております。 このような中、市民一人ひとりが幸せを感じられるまちを実現するためには、施策の評価や「量」だけではなく、「質」の面からも評価することが重要と考え、市民の現在の幸福度を、50点と定め「しあわせ指標」という目標を設定いたしました。 このようなことから、現在値を基礎に、幸福感を上昇させるという表記とさせていただきます。従いまして、しあわせ指標については原案のとおりとさせていただきます。

5	基本構想 P6 b 集落・緑地環境地域	6ページ b 集落・緑地環境地域 緑豊かなうるおいある環境の形成を図ります。 とありますが、緑は計画的に保存や形成をしないと保てないことから、計画的にを加える。 「緑豊かなうるおいある環境の形成を計画的に図ります。」	○集落・緑地環境地域としている場所は、主に丘陵部(台地部)の市街化調整区域に該当する場所としています。市街地にも接するこの部分は、平地林や畑、ゴルフ場、集落などが点在し、都市的から自然的土地利用に至る土地利用のグラデーションの中で、都会と田舎の中間的要素として重要な役割を担っていると考えております。 しかしながら、「集落・緑地環境地域」にある緑は、地域森林計画対象民有林や敷地内の生け垣であったりするなど、民有地の緑が大半を占めています。計画的に市街化を図る市街化区域とは異なり、市街化調整区域は良好な自然環境の保全と農林業の振興を図ることが中心です。 ○施策展開としては、オフェンス(※1)的ではなくディフェンス(※2)的に”緑豊かなうるおいある環境”を図っていく要素が強いため、「計画的」の表現は、内容のトーン(※3)を考えると適切ではないように考えます。従いまして、「b 集落・緑地環境地域」については原案のとおりとさせていただきます。 ※1 オフェンス…スポーツ競技で、攻撃。また、攻撃する側・選手のこと。(反対語 ディフェンス) ※2 ディフェンス…スポーツ競技などで、守備・防御のこと。また、防御を主な役割とする選手・ポジションをいう。(反対語 オフェンス) ※3 トーン…ここでは文章全体から感じられる気分・調子のことを指す。
6	基本構想 P7 e スポーツ・レクリエーション等活動交流拠点	7ページ e スポーツ・レクリエーション等活動交流拠点 「最後に文化的交流を育む場」とあるので、見出しにも文化をトップに入れるとこれからのあたらしい都市ということにつながる。 「文化・スポーツ・レクリエーション等活動交流拠点」	○総合福祉施設きらくやまふれあいの丘については、文化的交流の場としても活用されているところでありますが、「e スポーツ・レクリエーション等活動交流拠点」では、総合運動公園、城山運動公園及び総合福祉施設きらくやまふれあいの丘を位置付けております。 これらの3つの施設共通の役割は「スポーツ・レクリエーション」であることから、拠点の名称を「スポーツ・レクリエーション等活動交流拠点」としております。従いまして、この部分につきましては原案のとおりとさせていただきます。
7	基本構想 P8 b、公共交通ネットワーク	8ページ b、公共交通ネットワーク この中に、市の施策であるコミュニティバス(※1)やデマンドタクシー(※2)も加えないと、市の総合計画にならないのではないか。 「コミュニティバスやデマンドタクシーなど市の施策との交通体系の強化を図ります。」	○「…鉄道やバス、タクシーなど地域全体における公共交通網の構築を進め…」の文章では、「バス」の表現については民間路線バスやコミュニティバスなども含めてバスと一般名詞を用いており、「タクシー」の表現についても民間のタクシーやデマンドタクシーも含めてタクシーと一般名詞を用いています。 「コミュニティバス」や「デマンドタクシー」といった表現を入れるとなると、「路線バス」「タクシー」などの文言も入れる必要性が出てきます。公共交通機関については一般名詞で対応させて記述する方が、簡潔に表現され、全体の方針を示す基本構想にふさわしい表現ではないかと考えます。

		※1 コミュニティバス…地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が実施するバスである。交通事業者が赤字路線から撤退した後、高齢者・障がい者・学生などの交通手段が失われないよう、市町村等が費用を負担してバスを委託運行することが多い。 ※2 デマンドタクシー…交通手段に不便を来している方を自宅や指定場所から目的地まで、途中乗り合う人を乗せながら、それぞれの行き先に送迎するタクシーによるサービス。	なお、前期基本計画「第1章-第2節-(3)-■2-①」には、「…鉄道、路線バス、コミュニティバス、デマンド乗合タクシー、タクシーなどを含めた地域全体の公共交通の充実を図るため…」と表記しておりますのでご確認ください。従いまして、「公共交通ネットワーク」については原案のとおりとさせていただきます。
8	基本構想 P13 2、地縁型コミュニティの特徴を生かした取り組みの充実 3、テーマ型コミュニティの特徴を生かした取組の充実	13ページ 2、地縁型コミュニティの特徴を生かした取り組みの充実 最後の文末の「新しいカタチの地縁型コミュニティの構築に努めます。」では弱いので、実現に向けてであれば、構築しますと変える。 「新しいカタチの地縁型コミュニティの構築します。」 3、テーマ型コミュニティの特徴を生かした取組の充実 最後の文末の「一緒に取り組んでいく体制づくりを進めます」では弱いので、実現に向けてであれば体制を作る方向性に変える。 「一緒に取り組んでいく体制をつくれます。」	○「3 ソーシャルデザイン(地域社会づくり構想)」は、第1次の計画に位置付けている土地利用構想に該当する「1 グランドデザイン(土地利用構想)」に加えて、新たな総合計画において目指す社会像ということで、「2 ライフデザイン(暮らしづくり構想)」とともに付け加えた部分になります。 「2 ライフデザイン(暮らしづくり構想)」 「3 ソーシャルデザイン(地域社会づくり構想)」については、様々な分野でパラダイムシフト(※)が生じてきている現代において、新たに掲げるべき目標ということで、位置付けたものです。これから、各分野の所管課において試行錯誤しながら取り組む新たな課題(テーマ)でもあることから、やや丸めた文末の表現としております。従いまして、「2、地縁型コミュニティの特徴を生かした取り組みの充実」「3、テーマ型コミュニティの特徴を生かした取組の充実」については原案のとおりとさせていただきます。 ※ パラダイムシフト…ある時代・集団を支配する考え方が、非連続的・劇的に変化すること。社会の規範や価値観が変わること。例えば、経済成長の継続を前提とする経営政策を、不景気を考慮したものに変えるなど。パラダイムチェンジ。パラダイム変換。パラダイム転換。発想の転換。

2. 前期基本計画（案）に関する意見 14件

No.	意見項目	意見の内容	市の考え方
9	前期基本計画全般	全体的に市民参加のところはNPO(※)も加えることが必要だ。ボランティア等となっているところは、NPOを加えてください。 ※NPO…民間の営利を目的とせず社会的活動を行う団体。一般的には市民の発意に基づき自主的に活動する市民が主体となった「市民活動団体」を指してNPOという言葉を使うことが多い。なお、NPO法人は、特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)にもとづいて法人格を取得した団体をNPO法人と言う。	○ボランティアもNPOも自主的、自発的に社会貢献活動を行うという点では同じです。今後、市民参加や市民協働を進めるうえで、ボランティアやNPO、また地域における纏まった組織などに関わることも考えられ、含めて「等」と表記しています。従いまして、「ボランティア」「NPO」の書き分けについては原案のとおりとさせていただきます。
10	前期基本計画P7 都市交通拠点及び地域交流点等の充実	7ページ 都市交通拠点及び地域交流点等の充実 にぎわいのある市街地の形成については、文化的な拠点ということを考えていくべきです。「文化的拠点の形成を推進する」を入れ込む	○「文化」は様々な人の交流により「文化」が生まれ創造されてくるものと捉えており、「交流」の文言に文化も内包されるものと考えます。「(1)計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点の形成」における拠点の考え方は、基本構想におけるグランドデザイン(土地利用構想)の「拠点(点)」の定義と関連しており、それらの位置付けの中に含まれていると考えます。従いまして、「都市交通拠点及び地域交流点等の充実」については原案のとおりとさせていただきます。
11	前期基本計画P9 公園整備と緑化の推進	9ページ 公園整備と緑化の推進 前計画には「緑の基本計画」の策定を検討するとある。これを進めていかなければならないのではないかと削除されている。進める方向をとるべきだ。そこで、この5年で「緑の基本計画を策定する」を加える。 公園については、市民と共に管理や利用等の運営計画を考えていく必要がある。そのことから「パークマネジメント(※1)システムを策定する」を加える。そのことで公園が市民の身近なものになり、公園でのマルシェ(※2)や楽しいイベントが市民参加で行われ、まちのにぎわいにつながる。 ※1 パークマネジメント…公園利用者の満足を生み出し市民生活の豊かさに資するため、市民・NPO等が主体となって公共空間である公園について守り活用する仕組みのこと。この概念はもともイギリス、アメリカ、オーストラリアなどで成立し発展したものである。日本では比較的最近になって普及し始めている。 ※2 マルシェ…フランス語で「市場」(marche)という意味の言葉。	○現行の計画である新基本計画においては、「第2章―第2節―第1項―第2目 緑の保全・創出」の項目において「みらい平駅周辺地区の都市公園整備を進めるとともに、景観計画策定事業と連携した緑の基本計画の策定を検討します。」との表現がありました。公園については区画整理事業により公園整備は完了した状況であり、緑化の保全においては「つくばみらい市景観計画」及び「つくばみらい市環境基本計画」に基づき運用していくことで、対応を図る考えであります。 ○公園・緑地の管理については、「市内の企業や地域住民、ボランティア団体等の協力を得た維持管理を推進します。」との表現にしております。市民協働の仕組みは発展途上であり、今後、ソーシャルデザイン(地域社会づくり構想)の実現を図っていく過程で、パークマネジメントシステムなどのあり方が見えてくると考えており、現時点での記述は現実性からみてふさわしくないと考えます。従いまして、「公園整備と緑化の推進」については原案のとおりとさせていただきます。

12	前期基本計画 P10 河川等の整備 と維持・管理	10ページ 河川等の整備と維持・管理 当市は、小貝川・鬼怒川・牛久沼と河川や湖沼と恵まれた環境にあることから、水辺の利用も施策として国や県、近隣市と連携して観光や環境施策等、河川等の利用計画もあっていいのではないのでしょうか。水辺プラザや河川敷を利用した環境施策。 「河川等の利用計画を国や県、近隣市との連携で進める」	○河川整備は、減災や内水の浸水対策を進める事業であると考えます。主に、河川整備の分野は、水辺環境の利用計画等の際の河川管理者の国、県等関係機関への連絡調整の窓口の役割を担うものが主となっており、水辺等を生かした環境施策の取り組みは、自然環境の保全の取り組みの一環として捉えることの方が施策・事業の実施上も適切ではないかと考えております。 ○水辺を活用した環境施策の取り組みとしては、「第1章―第1節―(2)―■1―②市民の憩いと交流の場、自然体験や学習の場」において、「豊かな自然環境を、市民の身近にある貴重な資源として保全を図るとともに、市民の憩いと交流の場、自然体験や学習の場としての活用を図ります。」との内容で位置付けて対応します。 また、「水辺環境の保全」や「環境教育の推進」については、「環境基本計画」の個別の取り組みとして、「福岡堰さくら公園等の身近な親水空間の適切な保全・整備・管理をします。」「環境学習や体験学習の場や機会の充実に努めます。」との内容で位置付けており、今後はこちらの施策で推進していくものと考えております。従いまして、「河川等の整備と維持・管理」については、原案のとおりとさせていただきます。
13	前期基本計画 P12 第2節 地域の 魅力を活か した活力ある まち	基本方針 地場産業の活性化に ○地元事業者による再生可能エネルギー産業の支援 を追加する。 理由：地元の資源は地元循環型の産業にすべき	○再生可能エネルギーによる地場産業活性化については、具体的にどのようなスキームであれば活性化につながるのか、太陽光・太陽熱・水力・風力・バイオマス(※)など再生可能エネルギーと地場産業との関連性を研究していくことが重要だと考えています。 このことから、第1章―第3節―(3)―■2―①地球温暖化対策の推進(1-3-3-2-1)の項目において調査研究を進めることを位置づけております。従いまして、「第2節 地域の魅力を活かした活力あるまち」については原案のとおりとさせていただきます。 ※バイオマス…元来は、生態学で生物(bio)の量(mass)を示す用語。化石資源を除く動植物に由来する有機物であり、エネルギー源として利用可能なものをいう。

14	前期基本計画 P17 農業の活性化	17ページ 農業の活性化 農業は基幹産業なので、もう少し斬新な施策を立てることが必要と考える。笠間市のクラインガルテン(※)や八郷の自然農業など近隣の市で頑張っているところもあることから、減農薬・有機農業・地産地消などを農業全体に考え、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を踏まえ、新たな21世紀の農業を睨む「つくばみらい市新農業推進計画」を進めること。 ※クラインガルテン…19世紀にドイツで開設された集団型・賃貸型の市民農園。「小さな庭」の意。主に日本では休憩小屋などを利用した長期滞在型の市民農園をいうことが多い。	○現行の計画である新基本計画においては、産業の分野は「農業」「工業」「情報メディア産業」「商業」「観光」と5つの分野に分けて記載をしていました。今回の計画においては、「(2)新たな活力となる産業の創出」という分野を設けて「1. 農業の活性化」「2. 商業施設の誘致」「3. 新たな拠点の形成(工業)」「4. 地域特性を生かした産業の展開」の4つの内容を位置付けております。グローバル化(※1)・ボーダーレス化(※2)する社会経済情勢の中で、農業の活性化は、農業の枠組みだけで捉えていたのでは発展は厳しいと考えております。このようなことから、他分野との連携を図りながら、6次産業化をはじめとして農業を起点とした、新産業の発展性を睨んだ施策体系を、本計画においては位置付けたところです。 ○本計画においては、まずは新たな農業への取り組みの地盤を計画体系で整えることを主眼にとりまとめました。今後具体的な事業の展開の中で、ご提案いただいた内容を参考にしながら、新たな農業への取り組みに臨んでまいりたいと考えております。従いまして、「農業の活性化」については原案のとおりとさせていただきます。 ※1 グローバル化…政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。 ※2 ボーダーレス化…境界が薄れた状態。特に経済活動・情報通信・メディア・環境問題など、国家の枠にとどまらない多様な事象や活動についていう。ボーダーとはもともと国境を意味する言葉である。
15	前期基本計画 P18 映像関連産業の誘致活動の推進	18ページ ワープステーション江戸周辺に、前計画は映像関係の大学を誘致であったが映像関連の企業誘致になった。専門校は残しておくべきではないか。「企業または専門校」としたほうがいいのかではないか。	○第1章－第2節－(2)－■4－「①映像関連産業の誘致活動の推進」については、産業活性化に特化した施策とすべきとの意見があり、学校等の記述を落とした経緯があります。 その代わりに、第2章－第1節－(2)－■3－「②高等教育機関の誘致」の施策において「茨城県等と連携し、ワープステーション江戸の立地を生かした映像・映画の専門学校等の誘致について検討を進めます。」の記述を追加いたしました。従いまして、「映像関連産業の誘致活動の推進」については原案のとおりとさせていただきます。

16	前期基本計画 P19 (3)道路ネットワークと公共交通の充実	○まず、これらの計画を策定する前に、市民への基本的情報として、伊奈町・谷和原村の合併時に策定された”みんなを結ぶみらいのまち(都市基盤の整備)”「第2章道路の整備」で合併特例債等により整備されるすべての道路計画の進捗状況等について、個別の道路計画ごとに当初の事業(計画)費、平成29年度までの事業実績額、進捗率を明らかにしてください。計画を大幅に上回った事業はないか、その財源はどうねん出したのか等を確認する必要があります。 ○合併特例債等により策定された道路計画は、伊奈町・谷和原村住民が新市をスタートさせるにあたってどうしても整備が必要なインフラ(※)として、この達成が絶対条件であると理解しています。 ○このもっとも基本となる道路計画の進捗状況等を示さないで策定する今回の新たな総合計画は、その位置づけが極めて不明瞭なものとなります。 ○こうした中で、この今回の計画案に示されている目標指標に「都市計画道路 東檜戸台線・守谷小絹線の整備率100%」のみがあるのはどのような理由からでしょうか。このほかにも「都市幹線2号」、「町道2-3号線」等、合併時の計画で同列に掲げられたものがあるはずですが、これらはどのような取り扱いになっているのでしょうか。 ○また、合併特例債事業ではありませんが、都市幹線道路である「小張南太田線」、「高岡谷井田線」は、事業が開始されていながら歯抜けの状態が長期間続き利用できない状態となっていることは市内の均衡ある発展にマイナスの影響を与えており、市として一刻も早く完成するよう強力に推進すべきであると考えます。 ※インフラ…インフラストラクチャー(infrastructure)の略。基盤、下部構造などの意味を持つ英単語。一般の外来語としては、道路や鉄道、上下水道、発電所・電力網、通信網、港湾、空港、灌漑・治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などを指すことが多い。	○合併特例債事業のうち、道路事業は6事業を実施しており。うち豊体バイパス、都市幹線2号線、市道1-3号線の3事業は、平成28年度末までに道路整備が完了、地区幹線3号線及び市道2-3号線は、平成29年度事業完了を予定しています。財源等については、国の交付金事業も活用し実施したため、市の財政上の負担を軽減しております。 ○総合計画の策定にあたっては、現行の計画である新基本計画の達成状況を把握した中で作成しました。(第2回総合計画審議会資料1つくばみらい市総合計画策定に係る基礎調査を参照願います。)道路整備については、計画的に整備を進めている状況ですが、予算の制約や維持管理や関連工事との調整なども考慮する関係もあることもご了承願います。 ○当該施策のコアとなる中心的な事業について目標を位置付けたものであり、合併特例債道路事業の多くが事業完了となっております。そのため、今後の10年間を見据えた場合の道路事業の指標として、現在市で事業を実施している当該2路線を指標として捉えたところです。 ○基本構想(ランドデザイン(土地利用構想))では、「各拠点の連携をさらに強化できるよう、目的地への到達性の向上に努め、道路ネットワークの充実を図る」という方針を掲げています。コスト(※)と都市インフラの整備バランスを見極めながら、効果的な道路ネットワーク軸の形成に取り組んでいきたいと考えます。ご指摘のあった路線につきましても、道路ネットワーク強化に資するものでありますので、市としても強く整備促進を図ってまいりたいと存じます。(素案1-2-3-1を参照願います。) ※コスト…費用と同義。生産や取引などの経済活動に伴って支払う金銭である。
----	---	---	---

17	前期基本計画 P19 (3)道路ネットワークと公共交通の充実 (関連)	○道路計画の整備の目標の一つとして、市内のどの地域の市民でもみらい平駅を起点として教育、職業の選択肢を広げられることが必要であると考えます。 ○そのためには、みらい平駅がみらい平地区住民だけに利便性があるのではなく、市内のどの地域からも少なくとも家族の送り迎えの手を借りずに自転車で安全に自宅から移動できる道路網の整備を検討してください。 ○ほかにワープステーションでは、現在撮影施設の増築等の工事が進められています。これらの施設を集客に結び付けられるよう、既存娯楽施設の活用が図られるよう、みらい平・ワープステーション・きらく山のルートでのコミュニティバス路線等の新設を要望します。	○基本構想(グランドデザイン(土地利用構想))では、①自動車や自転車、歩行者などの移動空間としてスムーズな交通流動性に配慮すること、②各拠点の連携をさらに強化できるよう目的地への到達性の向上に努めること などについて記述しており、基本的な考え方は同じ方向性であると考えます。 ○つくばみらい市地域公共交通網形成計画など個別分野の計画の推進を図りながら、コミュニティバスの再編等を含め効果的な公共交通網の充実を図っていきたいと考えます。従いまして、「(3)道路ネットワークと公共交通の充実」については、原案のとおりとさせていただきます。
18	前期基本計画 P24 環境対策	24ページ 環境対策 地域や市民のレベルで地球温暖化対策に貢献するまちの形成を目指す。 これでは計画が弱すぎる。市の温暖化対策計画もあることから、これを地域に推進していく必要がある。 地域エネルギー計画や省エネルギー計画などを策定し推進していく必要がある。 そのことから、下記を加える。 「環境基本計画の推進を市民と共に行いながら、地球温暖化対策に向けて、再生エネルギーの推進や省エネルギーの取り組み等、施策を進めていく。」	○地域エネルギー計画及び省エネルギー計画については、個別計画である「環境基本計画」において、「地球規模の環境対策」として「低炭素社会への推進を図ります。」との内容で、施策を位置付けております。 この「環境基本計画」では、市民レベルでの個別の取り組みについて位置付けており、上位計画となる「総合計画」の基本方針は、施策の方向性を示すことで対応していきます。従いまして、「基本方針 環境対策」及び「地球温暖化対策」については、原案のとおりとさせていただきます。
19	前期基本計画 P28 第3節 豊かな暮らしを守る 環境に配慮したまち	③公営住宅の適切な供給と維持管理 目標指標で■民間賃貸住宅の家賃補助を0⇒15件とあるが、 ○公営住宅の供給を掲げることを追加項目とする。 理由：現行の家賃補助要綱では本来の公営住宅の役割は果たせない。	○公営住宅については、「つくばみらい市公共施設等の総合管理に関する指針」において、「公共施設等の建替え・大規模修繕等の維持更新費用として、計画期間の平成29年度～平成68年度までの40年間で必要と見込まれる費用の約3割を縮減する」ことを目標としております。その目標に従い、存続する鉄筋造の市営住宅については、十分な安全性や居住性を備えており長期活用を図るべき予防保全の観点から中長期的な維持管理を行うこととしており、また木造の公営住宅について、安全性の観点から用途廃止を進めていくとしております。

			このようなことから、本計画においては、既存の公営住宅については老朽化等に対応した維持・補修を行うほか、民間賃貸住宅の家賃補助等の対策により対応を図ることを中心に考えております。従いまして、「③公営住宅の適切な供給と維持管理」については原案のとおりとさせていただきます。
20	前期基本計画 P29 第3節 豊かな暮らしを守る環境に配慮したまち	①地球温暖化対策の推進 「○再生可能エネルギー及び水素の利活用など新エネルギー等について促進を図るための調査研究をする」とあるが、「調査研究をし、施策を打ち出し実践する。」の文言を追加する。 理由：当市はこの分野で遅れている。力を入れるべき。	○「新エネルギー等について促進を図るための調査研究」については、国や茨城県の動向、先進事例などの調査を行うとともに、新たな技術開発や地域特性などについての研究を行うことですが、「調査研究」との表現だけでは、施策がどのような方向性なのか、分かり難いところがありました。従いまして、「地球温暖化対策の推進」については、ご意見を踏まえ一部修正をします。 (原案) 再生可能エネルギー及び水素の利活用など、新エネルギー等について促進を図るための調査研究を行います。 (修正案) 再生可能エネルギー及び水素の利活用など、新エネルギー等について促進を図るための調査研究を行うとともに、低炭素化社会への推進に向けた事業活動や市民の生活スタイルの実現を目指します。
21	前期基本計画 P77 地域コミュニティの形成	77ページ 地域コミュニティの形成 基本構想で、市民が主体的に参加する地域社会のイメージがありますが、それを計画としてどのように形成するかが弱いように感じる。難しいとは思われるが、もう少し具体的に動いた方がいいと思う。 これからの地域コミュニティのあり方を市民と共に考えることが必要である。そのことから、「まちづくり市民会議」を提唱する。 これからの地域づくりを進めるために、市民との協働で話し合いながら地域社会やコミュニティを作る必要がある。その準備段階として「まちづくり市民会議」を地区ごとにつくり、自分たちの地域社会をどのように形成するかを話し合っていくこと。 そのことから、新たな地域社会の形成やコミュニティの形成を育むことが必要と考える。	○第3章－第2節－(1)－■1－「①地域コミュニティの活性化」(3-2-1-1-1)において、「・地域が主体となった地域コミュニティ活動の推進に向けた指針として、地域の将来像や課題、その解決に向けた具体的な活動などを定めた計画を策定し、自治会など既存の地域組織を基盤とした地域コミュニティの在り方や役割の明確化を図ります。」との施策を位置付けております。基本構想における「3 ソーシャルデザイン(地域社会づくり構想)」において位置付けた考え方の具現化を、上記の施策に位置付けた”計画”の中で明確にしていきたいと考えております。 ○ご指摘のような「まちづくり市民会議」の位置付けも参考になりますが、このような内容は、地域コミュニティのあり方について検討を行う場を改めて設け、地域住民も交えながら十分な時間をかけて議論し、まとめていくことが、市民協働のあり方ではないかと考えます。従いまして、「地域コミュニティの形成」については原案のとおりとさせていただきます。

22	前期基本計画 P78地域の歴史・文化資源の活用と保全	78ページ 地域の歴史・文化資源の活用と保全 この中に「文化」というものが収まってしまっているが、新しいまちを形成するのは、文化を施策として考えないと価値が生まれない。 ここは抜本的に改める必要がある。 文化財や伝統芸能の保存と現在進行形の文化を分けて考え、現在進行形の文化を施策として取り入れることが、必要である。 これを、まちづくりと考え、生涯学習と枠を外すことが必要。 例えば、文化振興室を新たに設け、具体策を検討する必要が急務である。 そのことから、文化振興に一頁加えることが必要。 「新たなまちづくりの対応に、新旧住民の交流などを通した、文化交流の拠点づくりを進める」 または、いきいきと暮らす“みらい”市民の節に組み込むことも考えられる。スポーツとレクリエーションでは創造性が生まれない。文化を加えることで、豊かさが増し、人々のライフスタイルに知性が支えになると考える。	○今回の前期基本計画においては、「第2節 みんなが交流する社会を創る」という分野の中に、コミュニティや歴史・文化資源、観光、地域間交流、国際交流などの内容を統合してまとめることとしました。文化や交流などの内容は、これまでの計画では、教育や生涯学習の範疇だったものを、地域社会の形成における重要な役割であるとの認識のもと、「第3章 連携や協力によって支え合う社会を創る」の分野に移動することとしました。 ○これまでの行政組織は、課題ごとに守備範囲を明確にしながら業務遂行にあたってきましたが、今後は、様々な要因が複雑に関係する状況が増えていくことが予想されます。このことから、様々な問題・課題を行政内部で共有しながら、所管する関係各課が協力して取り組む土台づくりを前期基本計画の5年間で構築してはどうか、ということで施策体系の見直しを考えてみたものです。ご提案いただいた「文化振興室」などの内容も、先にそのような部局をつくるよりも、既存の各課が連携して取り組みながら、徐々に連携度を高め、総合的に文化施策を高めていくことが先であると考えます。 ○これらのことも踏まえながら、新たに位置付けられた「地域の歴史・文化資源の活用と保全」の項目は、地域社会の形成にあたって、地域の歴史や文化というものの持つ力も重要であることから、「第3章」に位置付け、社会を創る一つの柱としたものです。これらに位置付けた施策を展開することにより、文化・芸術活動の促進が図られ、若い人や新しい住民が地域に溶け込み、交流が図られていくと考えております。新たなまちづくりについては、観光・商業・農業・教育・子育て・福祉等幅広い分野の施策を推進し、まちづくりを行うものであると考えます。従いまして、「地域の歴史・文化資源の活用と保全」については原案のとおりとさせていただきます。
----	-------------------------------	---	---

3. その他に関する意見 2件

No.	意見項目	意見の内容	市の考え方
23	<その他・統合市庁舎について> P9 土地利用計画図	○今回の基本構想・基本計画では、つくばみらい市の統合市庁舎の構想が盛り込まれていません。今後10年間を見通す時に避けられない重要な案件であると思われます。ぜひ検討をお願いいたします。 ○その際、現在の伊奈庁舎、谷和原庁舎の立地はどちらも田園地帯にあります。常総市の大雨災害に見られた市役所の浸水等は想定を超えた災害という理由では市役所機能を確保することができず、市民を混乱、失望させます。比較的市の中心で丘陵地である完成後の小張南太田線沿いを候補地の一つとして、統合市庁舎の設置計画をぜひ盛り込んでください。	○平成18年3月の町村合併後、公共施設の配置については、住民サービスと運営の効率化を勘案しつつ地域バランスや施設の役割分担、財政状況等を考慮した活用を行っております。そのようなことから、本市では、現在2つの庁舎に各課を配置し執務を行う分庁舎方式をとっております。 ○業務によっては各々の庁舎を利用する場面もあるかもしれませんが、市民の方の利用も多い各種証明書の取得などは両庁舎間をネットワークで接続するなど、どちらの庁舎でも発行できる体制をとっています。また、一部の証明書等についてはコンビニエンスストアでも取得することが可能となっております。今後も更なる窓口サービスの利便性向上を図っていきたいと考えております。このようなことから、配置される機能や効率的行政運営を図るため、必要な改修を行い、既存施設を有効に活用しながら市民サービスの提供に努めていきたいと考えております。 ○また、災害対応については、災害時に優先すべき業務を定め、通常業務と災害対応の双方に対応していくためのBCP(業務継続計画)を作成することを位置付けしており、計画に基づき、現在ある施設を活用しながら、市役所機能の担保を図っていくこととしています。 ○本計画策定にあたっては、ハード自体の「モノ」を充実していく“まちづくり”から、「便利で暮らしやすくなった」という情緒「コト」を充実していく“まちづくり”への転換を図ることを一つの視点として捉えております。新たな統合庁舎という「モノ」ではなく、市民サービスという「コト」の充実の方を重視して取り組んでまいりたいと考えております。従いまして、「土地利用計画図」については原案のとおりとさせていただきます。

No.	意見項目	意見の内容	市の考え方
24	<谷和原 IC 周辺の土地利用について> P9 土地利用計画図 P14 市民目線に立ったまちづくり	良好な住環境のまちづくり維持の主幹部署はどこなのでしょう。 市民目線に立ったまちづくり、良好な住環境整備を進めて欲しい。 現実には、約束が覆され、市民目線に立たずに、良好な住環境が壊されております。 絹の台は、添付資料①のように、平成元年5月に住都公団による住居系の街びらきが行われ、第1次募集として建物付50区画・宅地47区画の分譲がされました。 この住居系街びらきに先駆け、4丁目の誘致施設用地は「研究所・研修所の用途目的指定」で、すでに3年前の昭和61年から分譲が始まり契約は終わっている。資料①	○ご意見いただきました「谷和原 IC 周辺の土地利用について」は、土地利用構想図の中で複合産業拠点として位置付けております。このエリアは、谷和原 IC や国道294号等の交通ネットワークや小絹駅周辺の市街地の地域交流拠点を活かしたグランドデザインとして、本市の活力を支える産業活動の場として、地域の魅力や活力を高める拠点に配置するものです。従いまして、「谷和原 IC 周辺の土地利用について」は原案のとおりとさせていただきます。 ○総合計画の土地利用構想は、市全体を俯瞰したものでございます。頂きました意見につきましては、個別地区に関するご意見であり、まちづくりの特定の分野に関する個別計画や事業実施の際に検討する事案であるため、現状の要望としてのご意見とさせていただきます。
	P23 課題 P24 良好な住環境の形成 P27 良好な住環境の推進	公団の用途目的指定を受けて踏襲している、市の平成16年と平成22年のマスタープランには、「研究所・開発系の施設の立地」と、方針が明記されている。資料② にも関わらず、「市は、公団の用途目的指定とマスタープランの方針を覆して」、「2万㎡に及ぶ大物流倉庫を承認してしまった」(事業主が同じである既存建屋、を含めると2.7万㎡)。資料③ 都市計画地での都市計画マスタープラン方針なのに、不整合の理由が明示されないまま、こんなに軽く覆されてもいいものなのでしょうか。マスタープランはもっともっと重いものであるはず。その結果、このままでは住宅地内の道路が大型トラック車両の動線になってしまい、良質な住環境のまちづくり秩序が壊されている。継続して大型トラック車両の動線になることは絶対に困る。用途目的指定を変えるなら、それに見合ったインフラ整備が必要であり、高速沿いにある準工業地用道路で動線を完結するよう、自治会から強く要請しているが、まだ回答が得られていない。住民から見れば、主幹部署がどこかわからない。住民目線で、整合性がとれたまちづくりを考える責任部署はどこなのでしょう。お答え願えればありがたい。公団の用途目的指定、マスタープランの方針を覆して、準工業地だからとして、市側の勝手が優先され承認されるのは、住民目線に立とうとせず、身勝手無責任であり問題であります。倉庫業倉庫に関して言えば、幹線道路に面せず、住宅地の奥の袋小路に位置し、住宅地内の道路が大型トラック車両の動線になるような準工業地は、都市計画地でありながら欠陥と言える。そもそも幹線道路に面せず、独自の誘導路を持たないエリアを、準工業地に指定したことに、大きな誤りがあったと住民は考えています。準工業地に指定した根拠・経緯の明示を頂きたい。住民としては、住宅地内の道路が、当初の用途目的指定を覆した企業の、大型トラック車両の動線にならなければ、まずは住環境が保たれると考えており、隣接する「トンネル2本を活かして294号への接続道路の整備」を平成27年12月から2年1ヵ月に亘り、自治会と住民は要望し続けております。市はこの問題に対峙し是非実現をし責任を全うすべきであります。資料③	

平成元年5月 絹の台街びらき 時に配布の
第1次 宅地分譲パンフレットに記載の土地利用計画図



平成16年9月発行
谷和原村 都市計画マスタープラン

住宅・工業共生ゾーン

住宅系の土地利用と工業系の土地利用が共生し、東部台地の工業ゾーンと住居ゾーンの緩衝的役割を果たすゾーン

- 情報化の進捗等、社会情勢に対応した新しい業種・業態の工業系市街地と、そこでの就業者のための住宅地を併せて整備する。
- 本ゾーンにおいて、住居系の土地利用と工業系の土地利用が共生できるように配置を検討する。
- 本ゾーンは東部台地の工業ゾーンと生活ゾーンの間に配置し、本ゾーン内の工業系の施設や住宅、高技術・研究機関等は、周辺の既存集落を含め相互の環境を考慮したうえで、立地を誘導する。

研究・流通ゾーン

交通の利便性を活かした流通系、研究・開発系の施設を集積するゾーン

- 最も広域的な交通を担う常磐自動車道谷和原インターチェンジ周辺に配置する。
- 住居ゾーンに接する部分については、大型車の通行等による住環境の悪化を防止するため、研究・開発系の施設を配置する。

③ 商業系土地利用

駅前商業・業務ゾーン
新市街地の住民や、駅利用者の利便性を担う商業・業務施設を集積するゾーン

- 常磐新線の(仮)伊奈・谷和原駅周辺、関東鉄道常総線の小絹駅東口周辺に、それぞれの面的整備にあわせて配置する。

平成22年
つくばみらい市 都市計画マスタープラン
第5章 都市づくりの方針、69ページ 網の谷地区

3 地域の都市づくり方針

(1) 現在の基盤を活かしつつ、新たな時代のニーズに対応する土地利用の形成

① 地域の特性を活かした住みよい住宅地の形成

[illegible]